ロ　経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十七年告示の規定により計算した額

五の七　平成二十六年四月一日から基金が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1)　経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

(2)　経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十七年告示の規定により計算した額

ロ　平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1)　経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2)　経過措置政令第六十三条第二号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年解散基金加入員告示の規定により計算した額

六　平成十一年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に解散した基金の平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）に係る平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十一条第一項又は平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額に当該基金が解散した日の翌日が属する月から連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

六の二　平成十七年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第百十条の二第三項の規定により、確定給付企業年金に同条第一項の権利義務を移転した基金の加入員及び加入員であった者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第一項の規定により読み替えて適用する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する現価相当額の計算方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十四号。第十二号の二ロにおいて「平成二十六年現価相当額告示」という。）による廃止前の確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第百六十一条第一項の現価相当額の計算方法（平成十七年厚生労働省告示第二百六十六号。第十二号ロにおいて「廃止前平成十七年現価相当額告示」という。）の規定により計算した額に、当該基金が権利義務を移転した日の翌日が属する月から連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

七　平成十一年十月から平成十二年三月までの期間の全部又は一部の期間に係る各月の分の老齢年金給付を支給する基金又は連合会の当該月の分の老齢年金給付の受給権を有する者であって、老齢厚生年金若しくは厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧法」という。）による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（以下「老齢厚生年金等」という。）の受給権者であるものについて、当該基金又は連合会が当該月の初日において解散したものと、当該受給権者である者を同日において当該基金又は連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示各号の規定の例により計算した額の合計額（当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となった厚生年金保険の被保険者であった期間であって当該老齢年金給付の額の計算の基礎となった基金の加入員であった期間（平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であった期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。）に係るものに限る。次号及び第七号の三並びに第八号から第八号の三までにおいて同じ。）を十二で除して得た額（その額の全部又は一部について支給を停止することができる場合にあっては、当該支給を停止することができる部分の額を控除した額（当該基金の代議員会又は連合会の評議員会において、当該支給を停止することができる部分の額を控除した額を、当該十二で除して得た額に〇・九九八を乗じた額から、当該支給を停止することができる部分の額のうち平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百三十三条の二第三項（厚生年金保険法附則第七条の六第二項又は第十三条の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十三条の三第一項の規定、厚生年金保険法附則第七条の六第四項（同法附則第七条の四又は第七条の五第一項若しくは第二項の規定により老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合に限る。）及び第五項、第七条の七第三項及び第四項、第十三条第三項（同法附則第十一条から第十一条の三まで若しくは第十一条の六の規定又は同法附則第十一条の五において準用する同法附則第七条の四の規定により老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合に限る。）及び第四項、第十三条の二第一項から第四項まで、第十三条の七第四項（同法附則第十三条の六第一項、第二項若しくは第四項の規定又は同条第三項において準用する同法附則第七条の四の規定により老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合に限る。）及び第五項並びに第十三条の八第二項及び第三項の規定、同法附則第七条の七第二項において準用する同法附則第七条の四の規定、同法附則第十三条の三において準用する同法附則第七条の四の規定、同法附則第十三条の八第五項において準用する同法附則第七条の四の規定並びにこれらに相当する規定により支給を停止することができる部分の額を控除した額とすることを議決した場合にあっては、当該控除した額）。次号から第七号の六までにおいて同じ。）を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額